

課長	係長	照査	担当

神戸市公共住宅昇降機設備工事 特記仕様書

工事名称 ○○○○○○○○工事

各項目番号は、神戸市昇降機設備工事特記仕様書の項目を示す。

(新設) ――新たな項目を設けたもの (削除) ――項目を削除したもの

(追加) ――仕様を追加したもの (変更) ――仕様を変更したもの

各項目において、選択事項がある場合は、●印（●印のない場合は※印）を付けたものを適用する。

2 総則

(1) (変更) 設計図書の適用

本工事は以下の設計図書を適用する。なお内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。

ア 質疑回答書（追記事項を含む）

イ 設計書

ウ 神戸市公共住宅昇降機設備工事 特記仕様書

エ 神戸市昇降機設備工事 特記仕様書

オ 図面

カ 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書 令和4年度版、公共住宅建設工事機材の品質・性能基準
令和4年度版
(以下、2冊をあわせて「公住仕 」という。)

キ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び同公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事
編)令和4年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び同公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工
事編) 令和4年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)及び同（電気設備工事編） 令和4
年版

昇降機技術基準の解説 2016 年版

建設省住宅局建築指導課監修 昇降機・遊戯施設 設計・施工上の指導指針 1994 年版

(1 7) 完成図書及び工事写真

イ. 提出様式、部数

完成図（A3）は紙製完成図書に綴じ、2つ折製本（○要 ※不要）とする。

3. 工事共通事項

(3) (変更) 改修工事等の留意事項

ア 本工事施工に際し、事前に既設関連設備の現況及び機能を十分に調査、確認する。

イ 監督員及び住宅の管理人、自治会等と事前に十分打合せを行い、当該施設の運営に支障なきよう施工する。また、エレベーターを
停止する場合は、それが支障となる住民に対して必要な対応を、監督員の承諾を得たうえで行うこと。

ウ 工事に使用する機材等を工事敷地内に保管する場合には、住宅の管理人、自治会等の承諾を得た保管場所に保管する。なお、保管
に当たっては、工事関係者以外の者が容易に立ち入ることができないように養生等を行う。

エ 本工事により既設設備の機能停止を発生させる場合には、監督員及び住宅の管理人、自治会等と打合せを行い、了解を得たうえ
で、入居者に対し通知を行う。

オ 既設関連設備に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の負担により在来どおりに復旧する。

カ 作業時間帯は、原則として午前9時から午後5時までとする。

キ 巻上機の電動機容量に変更が発生する場合は、電気事業者への申請手続きを行う。なお、事前に申請内容について監督員の承諾を
受けてから、申請を行うこと。

ク コンデンサ、蛍光灯安定器等を撤去する場合には、PCB 含有の有無を確認し、その結果を調書（機器型式、数量、確認方法、結
果の一覧、根拠資料等で構成）にまとめ、構外搬出前に監督員に提出し確認を受ける。PCB 含有が判明した機器は構外搬出せず、
関係法令を遵守し適切に取扱い、適切な容器に収め、監督員の指定する場所に整理・集積する。

ケ 上記を踏まえたうえで施工計画書を作成し、現場着手前に監督員の承諾を得た後に着手する。

(1 7) (変更) 耐震対策

本施設は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版」に定める建物の耐震
安全性の分類において（○特定の施設 ※一般の施設）と位置づける。本設備は「○重要機器 ※一般機器」とし、機器の固定に関す
る計算書及び施工要領図を作成し、監督員の承諾を受ける。また、「昇降機技術基準の解説 2016 年版」及び総則に記載の仕様書類に
基づき施工を行う。

なお、本設備の耐震クラスは（○S14 ※A14 ○別途図面による）とする。

(1 8) (新設) 地元工事説明

ア 工事着手前に工事説明を行う場合があるので、監督員と協議する。

イ 説明資料は、監督員と協議のうえ、受注者が作成する。

ウ 工事期間中においても必要に応じて関係者に十分説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する。

(1 9) (新設) 入居時・担保期間中の対応、無償保守期間

ア 担保期間中は、入居者からの補修依頼等を直接受付けた場合には、迅速に対応する。また、神戸市に経過報告する。

イ 無償保守期間は、原則入居開始から3か月間とする。（改修工事の場合を除く。）

4 仕様等

(冒頭) (変更)

仕様等は、公住仕機械編第9編第7章「住宅用エレベーター」の各項目、及び仕様表によるほか、次による。

(1) (追加) 各管制共通

乗場戸直前に防火戸を設ける場合、「最寄階に停止」・「戸全開」後の「かご内照明消灯」は、「戸全開」後に動作するものとする。また、
その他の管制運転装置についても同様の動作とする。

(3) (削除) ユニバーサルデザイン付加仕様

(4) (新設) 警報装置（公住仕機械編第9編第7章 7.2.2 (ニ) (a)）

警報装置のボタンは、かご内のインターホンボタンと兼用するものとし、誤って押すことのないようにカバーを取付ける。ただし、
緊急時には容易に押すことのできる構造とする。

(5) (新設) かご内鏡（公住仕機械編第9編第7章 7.2.4 (エ)）

ステンレス鋼板を鏡面仕上げした平面鏡とする。

(6) (新設) キックプレート（公住仕機械編第9編第7章 7.2.4 (カ)）

かご内の側面及び背面に床上 400mm 以上の高さまで取付ける。

(7) (新設) 自動放送装置（公住仕機械編第9編第7章 7.2.4 (キ)）

自動放送装置は、深夜の指定した時間帯のアナウンスを停止出来るように専用の24時間タイマー（停電補償付）を設置する。
ただし、緊急時の放送は停止対象外とする。

(8) (新設) 予備品等

ア 始動用又は切替用キー 2個

イ トランク用キー（EMTR No.422） 2個

7 (変更) 昇降機設備仕様一覧表（公住仕機械編第9編第7章） ※下表を適用する。 ○別途設計図面による

(7.2.1) 一般事項	号機 No.	No. 号機	No. 号機	No. 号機
	種別	○一般 ○普及型 ○非常用 ※住宅用	○一般 ○普及型 ○非常用 ※住宅用	○一般 ○普及型 ○非常用 ※住宅用
	方式	※ロープ式	※ロープ式	※ロープ式
	用途	※乗用 ○寝台用 ○人荷共用 ○荷物用 ○自動車用	※乗用 ○寝台用 ○人荷共用 ○荷物用 ○自動車用	※乗用 ○寝台用 ○人荷共用 ○荷物用 ○自動車用
	構造	機械室 ※なし ○あり	機械室 ※なし ○あり	機械室 ※なし ○あり
	形式	RU－－2S－－	RU－－2S－－	RU－－2S－－
	積載量 (kg)	※600 ○850 ○1,300 kg	※600 ○850 ○1,300 kg	※600 ○850 ○1,300 kg
	最大定員 (人)	※9 ○13 ○20 人	※9 ○13 ○20 人	※9 ○13 ○20 人
	速度 (m/min)	○45 ※60 ○90 m/min	○45 ※60 ○90 m/min	○45 ※60 ○90 m/min
	停止箇所 (箇所) (停止階)	箇所 (～ 階)	箇所 (～ 階)	箇所 (～ 階)
	戸形式	2枚 ○両引戸 ※片引戸	2枚 ○両引戸 ※片引戸	2枚 ○両引戸 ※片引戸
	かごの内のり寸法	間口 mm	間口 mm	間口 mm
		奥行き mm	奥行き mm	奥行き mm
		高さ mm	高さ mm	高さ mm
	有効出入口寸法	幅 mm	幅 mm	幅 mm
		高さ mm	高さ mm	高さ mm
(7.2.2) 基本仕様	(ア) 運転操作方式	○乗合全自動方式 ○群乗合全自動方式 ○全自動群管理方式	○乗合全自動方式 ○群乗合全自動方式 ○全自動群管理方式	○乗合全自動方式 ○群乗合全自動方式 ○全自動群管理方式
	・基準階帰着機能	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(チ) かご	－	－	－
	(d) かご室の幅木 かご内正面 (ドア側)	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(e) かごの戸 ③窓	○大型 ○標準	○大型 ○標準	○大型 ○標準
	(f) かごの敷居	○SUS ※硬質アルミ	○SUS ※硬質アルミ	○SUS ※硬質アルミ
	(i) トランク	※有 ○無	○有 ※無	○有 ※無
	(ツ) 乗場	－	－	－
	(b) 乗場の戸 ③窓	○大型 ○標準	○大型 ○標準	○大型 ○標準
	(b) 乗場の戸 ④遮炎性能 (遮煙性能含む)	※要 (無窓時は特定防火設備 有窓時は防火設備) ○不要	※要 (無窓時は特定防火設備 有窓時は防火設備) ○不要	※要 (無窓時は特定防火設備 有窓時は防火設備) ○不要
	(ニ) 警報装置 (ブザー若しくはベル及びリセットボタン)	別表参照	別表参照	別表参照
	(ヌ) 連絡装置 (インターホン)	－	－	－
	(c) 連絡箇所	2箇所 (1階、中間階)	2箇所 (1階、中間階)	2箇所 (1階、中間階)
(7.2.3) 付加仕様	(ア) 停電時救出運転装置	－	－	－
	(a) 自家発時管制運転装置	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(b) 停電時自動着床装置	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(イ) 火災時管制運転装置	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(d) 火災報知設備との連動	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(ウ) 動力用電源	※200/220V ○400/440V	※200/220V ○400/440V	※200/220V ○400/440V
	(エ) 防犯カメラ	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(オ) 乗場	－	－	－
	(a) 乗場ボタン (点灯式)	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(b) かご到着灯 (全自動群管理 運転の場合)	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(c) 乗場 (乗場戸表面とガラス 表面の段差なし)	○段差なし ※対応不要	○段差なし ※対応不要	○段差なし ※対応不要
	(カ) 視覚障害者向仕様 (点字表示 等)	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(キ) 警報装置 (インターホンボタ ンと別に専用ボタン) 注1	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(ク) 中間ビーム	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無

	(ケ) 昇降路救出口	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(コ) フェッシャープレート	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(サ) 乗場枠	－	－	－
	(a) 中間パネル (乗場枠間)	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(シ) 集中監視盤	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(ス) 自動通報システム	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(セ) 各階強制停止装置	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(ソ) 遠隔点検	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(タ) かご養生	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	(チ) かご出入口検出器	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(ツ) 自動診断仮復旧運転	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(テ) その他			
(7.2.4) 福祉型仕様	(ア) 専用乗場ボタン	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(イ) かご内専用操作盤	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(ウ) かご内手すり	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(エ) かご内鏡	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(オ) かご出入口検出器 (7.2.3 (チ) と同じ)	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(カ) キックプレート	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	(キ) 視覚障害者用装置 (点字銘板 及び自動放送装置)	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
その他仕様	火災時管制運転の第2避難階着床制 御	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	浸水時管制運転	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	長尺物振れ管制運転	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	放送用スピーカー (共同住宅用自動火災報知設備の音 声警報用)	○有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	各階案内表示板	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	行き先階ボタンの登録済呼取消機能	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	かご呼び戻しスイッチ (「神戸市建築物の安全性の確保等 に関する条例」による。)	○有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	三方枠 L型メジ (SUS 製) 全階取 付 20mm×20mm 厚さ 1.5mm	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	モニタ (乗場位置表示器内又は別 置)	○有 ※無	○有 ※無	○有 ※無
	凸文字ボタン	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
	その他			

注1：防犯窓がない場合、「有」とすること。

○別表 警報装置 (ブザー若しくはベル及びリセットボタン) 設置階

住棟の階数	設置する階														
	1F	2F	3F	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F
3階建て	○		○												
4～6階建て	○			○											
7～9階建て	○			○			○								
10～12階建て	○			○			○			○					
13階建て以上	○			○			○			○			○		

昇降機設備工事 特記仕様書

課長	係長	担当

【注記】各項目において、選択事項がある場合は、●印（●印のない場合は※印）を付けたものを適用する。

- 1 工事概要
 - (1) 工事名称
 - (2) 建築概要

※構造 造 階 階建 m² ○免震 ○制震

造 階 階建 m²

延床面積 m²・建物高 m
 - (3) 概要
- 2 総則
 - (1) 設計図書の適用

本工事は以下の設計図書を適用する。なお内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。

ア 質疑回答書（追記事項を含む）

イ 設計書

ウ 特記仕様書

エ 図面

オ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)及び同公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び同公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)及び同（電気設備工事編） 令和4年版

昇降機技術基準の解説 2016 年版

建設省住宅局建築指導課監修 昇降機・遊戯施設 設計・施工上の指導指針 1994 年版

- (8) 中間技術検査

ア 中間技術検査の要否は、以下による。

イ 中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号のとおりとする。

(ア) 建て方完了時又は躯体完了時

(イ) その他工事担当課長の判断により有効と思われる時期

ウ 中間技術検査の実施回数は、工期が1 年未満の工事は年1 回程度、1 年以上の工事は2 回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）

エ 中間技術検査の対象工事は、次による。

※当初契約金額が5 億円以上かつ工期が6 ヶ月以上の工事

※当初契約金額が1 億円以上の低入札価格契約工事

（低入札価格調査手続要綱第4 条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事）

○次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事

・契約約款第3 7 条（部分引渡し）の適用に伴う検査（指定部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合

・当初請負金額が3 億円以上かつ工期が6 ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合

・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合
- (9) 建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等

ア 解体材、工事発生材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。

イ 建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）」で定める対象建設工事については、「再生資源利用〔促進〕計画書」を着工する概ね10 日前までに、又「再生資源利用〔促進〕実施書」を工事完了後速やかに、建設副産物情報交換システム COBRIS（コブリス）にて作成・登録し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。

・建設副産物情報交換システム COBRIS（コブリス）
<https://www.recycle.jacic.or.jp/>

ウ 国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力について

特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。

問い合わせ（提出対象工事・様式含む）は、神戸市ホームページを参照のこと。
https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html

エ 国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査(センサス)の調査年度にあたる場合、受注者は「建設リサイクル法に基づき省令の再生資源利用〔促進〕実施書」を（最終請負金額が1 0 0 万円以上の工事）工事完了後速やかに監督員に提出すること

オ 建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。

なお、費用はすべて受注者の負担とする。産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合は E 票を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。

・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

カ コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、以下の神戸市ホームページ掲載の施設又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る）とし、決定にあたっては、監督員の承諾を得る。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html>

キ 廃石綿等の搬出先施設は、下表の施設又は廃掃法で許可を受けている業者の施設とする。

なお、搬出先の決定にあたっては監督員の承諾を得る。

区分	施設名	所在地	電話
最終処分施設（管理型）	三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	0595-20-1119
	(株)ヤマゼン	三重県伊賀市治田字栲ノ木 2441 の 1	0595-20-2131
	(株)南都興産	奈良県御所市大字蛇穴 406 番地の 1	0745-65-2017
	(株)京都環境保全公社	京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石 2-1	0771-88-0431
	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷 1216-4	078-965-0630
	神戸エコシステム(株)	神戸市西区神出町田井字南山 1319-2-11	078-965-2107
中間処理施設	(株)クリーンステージ	大阪府和泉市テクノステージ 2 丁目 3-30	0725-51-3933
※中間処理施設は、焼却（熔融）処理とする。			

- (1 0) 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が、本市が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。
- (1 1) 工事特性、創意工夫、社会性等について

工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

- (12) 監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて
建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間及び工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い、打合せ記録等の書面により明確になっている場合、監理技術者等の専任を要しない。ただし、当該工場製作過程においては、同一工場内で他の同種工事に係る製品と一元的な管理体制のもとで製作を行っていることを前提とし、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理するものとする。
- (13) 市内産品の利用促進について
本工事の施工に必要な各種材料や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。
- (14) その他
本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項についても、技術上、施工上当然必要なことは監督員と協議の上施工する。
- (15) 損害保険等
※損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。
○主体工事による。
ア 保険種目
建築工事(基礎工事を含む)及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険(又は組立保険)」
第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」
イ 保険契約者
元請負人
ウ 被保険者
発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）
エ 保険期間
工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。
オ 保険金額又は填補限度額
建設工事保険（又は組立保険）は、請負金額全額（解体撤去工事を除く）
請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故（※5億円以上・〇円以上） 対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上・〇円以上）
カ 特約条項の付帯
建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」
請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
- (16) 承諾図
承諾図（表紙に工事名・受注者名を明記）を作成し、監督員に速やかに提出する。
- (17) 完成図書及び工事写真
ア. 適用図書等
神戸市HP（下記URL）並びに下記適用図書による。
https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html
完成図書
・神戸市建築設備工事完成図書等電子納品要領〔建築設備工事版〕：神戸市HP
・神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン：神戸市HP
工事写真
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）平成30年版
・小黑板情報電子化：神戸市HP
- イ. 提出様式、部数
電子データ
・データ形式（詳細は上記適用図書による）
①完成図：CAD（オリジナルデータ及びDXF）形式、PDF形式
②保全に関する資料：PDF形式
③建築基準法令に基づく計画通知書、各報告書等：PDF形式
④工事写真：PDF形式
⑤その他：オリジナルデータ形式
・保存媒体：CD-RまたはDVD-R
・提出様式：※完成図書（下記）に媒体を綴込 ○A4版紙製ファイルに媒体を綴込部
完成図
・様式／部数：○原寸（見開き）製本部 ○縮小（A3見開き）製本部 ○主体工事に準ずる
・表紙、背表紙：完成図書に準ずる。
・工事完成時における設備の最終状態を正確かつ明瞭に記載する。
以下を標準の構成とするが、詳細は監督員との協議による。
①各設備系統図 ②配置図 ③各階平面図及び凡例 ④各部詳細図 ⑤盤類の単線結線図 ⑥機器姿図等 ⑦その他
- 完成図書
・対象：下記一覧表による

- ・様式／部数：A4版（○黒表紙金文字バインダー ○パイプ式ファイル ○紙製ファイル）／
※1部 ○部 ○主体工事に準ずる
・表紙：「年度、工事名、完成図書、工期、請負人名」を明記。
・背表紙：「年度、工事名、完成図書、請負人名」を明記。
・厚さが10cmを超える場合は監督員と協議の上で分冊とし、表紙及び背表紙にNo. ○／○を記入する。
- ウ. 完成図書を構成する書類一覧表

項目	提出書類		紙媒体	
完成図		完成図面	※	2つ折製本
完成図書 (保全に関する資料)	①	機器完成図	○	紙製図書
	②	機器性能試験成績書	○	
	③	現地試験成績表、試運転・各種測定データ記録	○	
	④	取扱説明書及び保守に関する説明書	○	
	⑤	機器台帳（高圧機器含む）	○	
	⑥	初期設定状況説明書	○	
	⑦	設計条件資料	○	
	⑧	関係官公署届出書控、検査証	○	
	⑨	物品引渡書、主要機器一覧表	○	
	⑩	緊急連絡先一覧	○	
	⑪	その他保守上必要な書類 (アスベスト調査結果、PCB含有等)	○	

- (18) 工事情報共有システム
○使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。（LGWAN環境で使用できるものを選定すること。）
- (19) 電子検査と機材の準備
完成検査等の技術検査においては、神戸市電子検査実施要領（建築設備工事編）に基づく電子検査とする。また、留意すべき事項として「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」を参照すること。
「神戸市電子検査実施要領（建築設備工事編）」
「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」
（神戸市ホームページ参照 <https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>）
- (20) 工事の一時中止に係る事項
ア 神戸市工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下、「基本計画」という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本的事項を明らかにする。
イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
- (21) 施工条件
ア 行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、設計図書に定めのある場合、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。
イ 年末年始、夏期休暇等により長期間現場の作業を休止する場合は、事前に長期休暇の現場監理及び連絡先についての書面を作成し、監督員に提出する。
- (22) 週休2日制工事
週休2日制工事の詳細については「神戸市週休2日制工事実施要領」による。
神戸市ホームページ参照
<https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html>
ア 本工事は週休2日制工事として次により指定する。
※発注者指定方式（※月単位の週休2日制 ○通期の週休2日制）
○受注者希望方式（月単位又は通期の週休2日制）
○主体工事による
イ 公共工事における週休2日の実現の更なる推進のため、「毎月第2・第4土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第2・第4土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。
また、毎月第2・第4土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。
<https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kensetugenbaisseiheisa.html>

期間記入なき場合は完成引き渡しまでの施工期間

- (11) 監督員事務所
※設けない ○設ける（規模・仕上・備品等： _____）
- (12) 現場表示板
※設置する ○設置しない
- (13) 発生材の処理
ア 発注者に引渡しを要するもの ※無し ○有り（_____）
イ 特別管理産業廃棄物 ○PCB使用機器 ○SF6ガス使用機器
 ○（_____）
ウ 再利用を図るもの（_____）
 搬入先（_____）
エ 再資源化を図るもの ※コンクリートがら ※アスファルトがら ※木　材
 ※鉛蓄電池 ※小型充電式電池 ○（_____）
オ 石綿含有廃棄物（詳細は事前調査の結果による）
 ○保温材・断熱材（_____） ○成形板等建材（_____）
 ○パッキン・ガスケット（_____） ○ブレーキパッド（_____）
 ○その他（_____）
カ 水銀使用製品産業廃棄物
 ○蛍光灯（_____） ○HIDランプ等（_____）
 ○工業機器類（_____）

- (14) 事前調査
- ア 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省第21号。以下「石綿則」という。）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大気汚染防止法」という。）に基づき、事前調査の結果を作業開始前に監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場へ据え置く。
- イ 石綿調査を行う者の資格 ※要 ○不要
建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者とする。
- ウ 電子システムによる報告
石綿石綿含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合や一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積80㎡、改修工事の場合は請負金額が100万円）以上の解体工事の場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告すること。
報告システム(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>)
- エ 分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日基発1222第17号）に基づき、定性分析を行う。
分析方法 JIS A 1481-1
分析調査は、次の資格を有する者が行うこと
- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者とする。
- 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者とする。

- (15) 標示板等の設置・「事前調査の結果」の掲示・「工事のお知らせ」の掲示
- ア 大気汚染防止法、労働安全衛生法 石綿則に基づく事前調査の結果の掲示
- 大気汚染防止法、石綿則に基づき、事前調査の結果を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。（特定工事に該当しない場合も掲示すること。）
- イ 石綿則に基づく掲示
- 石綿則に基づき、平成 17 年 8 月 2 日付け基安第 0802001 号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に示す掲示の例を参考に、関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること。（石綿等がない場合も掲示すること。）

- (16) 石綿含有成形板の除去処理工事
- ア 石綿則に従い、石綿含有建材の除去においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕等することなくそのまま建築物等からとりはずすこと。技術上困難な場合は監督員と協議すること。なお、けい酸カルシウム板1種を切断、破砕等する場合にあっては、石綿則に従い湿潤化のうえ、隔離等の措置を講じること。
- イ 湿潤化はエアレスブレイヤー等の噴霧器等による噴霧や粉塵飛散抑制剤をスプレーする方法等とすること。
- ウ 隔離は、屋内の作業においては作業場の壁面や床面等をプラスチックシート等で覆い、また屋外の作業においては作業場の周

囲をパネル、プラスチックシート等で覆うものとする。なお、負圧管理は要しない。

- (17) 耐震対策
- 本施設は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版」に定める建物の耐震安全性の分類において(○特定の施設 ○一般の施設)と位置づける。本設備は「重要機器」とし、機器の固定に関する計算書及び施工要領図を作成し、監督員の承諾を受ける。また、「昇降機技術基準の解説 2016年版(追補 2024年版)」及び総則に記載の仕様書類に基づき施工を行う。
- なお、本設備の耐震クラスは(○S14 ○A14)とする。
- 仕様等
- 管制運転等は、標準仕様書(機械設備工事編)第9編 2.2.7「管制運転等」の各項目によるほか、次による。
- (1) 各管制共通
- 管制運転動作フローにおいて、最寄階、避難階等の着床目的階に着床し、戸開き完了後、かご内の照明を消灯し、15～20秒以内に戸閉め開始するものとする。自動放送装置は、戸閉完了後5～10秒後まで繰り返し放送するものとする。かご内戸開きボタンは、点灯又はフリッカさせておくものとする。
- (2) 火災時管制運転時の第2避難階着床制御
- 火災時管制運転中に避難階異常信号を受信した場合、あらかじめ設定した第2避難階へ着床制御を行うものとし、適用は特記による。
- (3) ユニバーサルデザイン付加仕様
- ユニバーサルデザイン付加仕様は、次による。
- ア かご室： 標準仕様書(機械設備工事編)第9編 3.2.2.3「かご室」(カ)の付加仕様を適用する。
- イ 乗 場： 標準仕様書(機械設備工事編)第9編 3.2.2.3「かご室」(カ)及び3.2.3.2「乗場ボタン」(イ)の付加仕様を適用する。
- ウ 普及型エレベーターについては、特記なき場合、専用乗場ボタン、かご内専用操作盤及びかご内手すりの仕様は上記によらず、製造者の標準仕様とする。

- | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------|--|--|---|
| 5 | 建築参考図面 | | | | |
| | (1) 付近見取図 配置図 | 図面番号 / | | | |
| | (2) 平面図 | 図面番号 / | | | |
| | (3) 立面図 | 図面番号 / | | | |
| | (4) 断面図、ピット図 | 図面番号 / | | | |
| | (5) 矩計図 | 図面番号 / | | | |
| 6 | 工事施工区分表 | | | | |
| | ※下表を適用する。 ○別途工事区分表による。 (A：建築工事、E：電気工事、M：機械工事、E V：本工事) | | | | |
| | 項目 | A E M E V | | | |
| 昇
降
路
関
係 | 昇降路の建造工事（必要な穴あけを含む）及びその仕上げ工事 | ● | | | |
| | 各階出入口まわり壁の穴あけ工事（出入口、乗場操作盤・表示灯、非常口共） | ● | | | |
| | 各階出入口周囲及び枠周囲のモルタル詰め工事（非常口共） | ● | | | |
| | 乗場関係機器取付後における出入口周辺壁及び床の仕上げ工事 | ● | | | |
| | 出入口部敷居の持ち出し工事 | ● | | | |
| | 鉄骨構造階における出入口機器と壁間の耐火処理工事 | ● | | | |
| | 鉄骨構造階における各階のファスナー設置工事及び乗場部品取付用下地鋼材の設置工事又はインサート打ち込み工事 | ● | | | |
| | 鉄骨構造階における構造材の耐火処理工事 | ● | | | |
| | ピット点検用タラップの設置工事 | | | | ● |
| | ピット防水工事 | ● | | | |
| | 並設された昇降機において最下階が異なる場合のピット間仕切り工事 | ● | | | |
| 機
械
室
関
係 | 各階出入口三方枠及び不停止階非常口の設置工事 | | | | ● |
| | 昇降路防音工事 | ● | | | |
| | 中間ビーム等昇降路内の鋼材設置工事（鉄骨構造階を除く） | | | | ● |
| | | | | | |
| | 【機械室有りの場合】 | | | | |
| | 機械室の建造工事及び出入口の設置工事 | ● | | | |
| | 機械室の穴あけ工事 | ● | | | |
| | 機械台受梁の設置工事 | ● | | | |
| | 機械室天井のトロリービーム又はフックの設置工事 | ● | | | |
| 機
械
室
関
係 | 機械室床配管後のシンダーコンクリート打設工事及び防塵仕上げ工事 | ● | | | |
| | 機器類搬入口及びその復旧工事 | ● | | | |
| | 機械室防音工事 | ● | | | |
| | 機械室採光の設置工事 | ● | | | |

	機械室換気用ガラリの設置工事	●			
設備関係	監視盤設置工事				●
	監視盤電源用配管配線工事		●		
	防災センター等へのインターホン機器納入				●
	インターホン及びブザーの設置工事				●
	昇降路及び機械室の外部におけるインターホン、火災信号等の配管配線工事		●		
	機械室内（機械室有りの場合）及びピット内における点検用コンセントの設置工事		●		
	【機械室有りの場合】				
	機械室の換気扇又は空調設備工事		●	●	
	機械室における換気扇用サーモスイッチの設置工事		●		
	機械室の照明設備工事		●		
	機械室受電盤一次側端子までの配管配線工事		●		
	【機械室無しの場合】				
	乗場付近に設置する接続盤１次側端子までの電源、インターホン、放送、火災信号等の配管配線工事及び接続盤を含む昇降路内へ至る配管工事		●		
	乗場付近に設置する接続盤２次側端子から昇降路内の昇降機制御盤を経た以降の電源、インターホン、放送、火災信号等の配管配線工事（接地工事共）				●

7 昇降機設備仕様一覧表 ※下表を適用する。 ○別途設計図面による

基本仕様	号機N o .	N o .	号機	N o .	号機	N o .	号機
	用途	用		用		用	
	方式	※ロープ式 ○油圧式		※ロープ式 ○油圧式		※ロープ式 ○油圧式	
	種別	○一般 ○普及型○非常用		○一般 ○普及型○非常用		○一般 ○普及型○非常用	
	構造	機械室 ※なし ○あり		機械室 ※なし ○あり		機械室 ※なし ○あり	
	J I S 記号	－ －		－ －		－ －	
	速度制御方式	可変電圧可変周波数制御方式		可変電圧可変周波数制御方式		可変電圧可変周波数制御方式	
	運転操作方式	※乗合全自動運転方式（S C） ○群乗合全自動方式（M S C） ○全自動群管理方式（G S S）		※乗合全自動運転方式（S C） ○群乗合全自動方式（M S C） ○全自動群管理方式（G S S）		※乗合全自動運転方式（S C） ○群乗合全自動方式（M S C） ○全自動群管理方式（G S S）	
	積載量	k g		k g		k g	
	最大定員	人		人		人	
	速度	m／m i n		m／m i n		m／m i n	
	停止箇所 （停止階）	箇所		箇所		箇所	
		（ ～ 階）		（ ～ 階）		（ ～ 階）	
	戸形式	枚 ○両引戸 ○片引戸		枚 ○両引戸 ○片引戸		枚 ○両引戸 ○片引戸	
	かごの内のり寸法	間口	mm	間口	mm	間口	mm
		奥行き	mm	奥行き	mm	奥行き	mm
		高さ	mm	高さ	mm	高さ	mm
	有効出入口寸法	幅	mm	幅	mm	幅	mm
		高さ	mm	高さ	mm	高さ	mm
	電源	動力 AC60H z 3Φ200V		動力 AC60H z 3Φ200V		動力 AC60H z 3Φ200V	
		電灯 AC60H z 1Φ100V		電灯 AC60H z 1Φ100V		電灯 AC60H z 1Φ100V	
	電動機容量（参考）	k W		k W		k W	
意匠仕様	乗場	三方枠					
		幕板					
		扉					
		インジケーター					
		乗場ボタン					
		敷居					

		遮煙性能付乗場戸	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		その他			
かご		天井板			
		側板			
		扉			
		出入口柱			
		幅木			
		床			
		敷居			
		行先階ボタン			
		操作盤			
		インジケーター			
		換気装置			
		天井照明			
		非常通話装置			
		かご養生材	※有（○幕 ○シート） ○無	※有（○幕 ○シート） ○無	※有（○幕 ○シート） ○無
		放送用スピーカー	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		監視カメラ	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		各階案内表示板	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		行き先階ボタンの登録済呼取消機能	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		その他			
付加仕様		地震時管制運転	※有（※P 波 ※S 波）	※有（※P 波 ※S 波）	※有（※P 波 ※S 波）
		地震時管制運転中の「閉じ込め時リスタート運転」機能	※有	※有	※有
		火災時管制運転	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
		・第2避難階着床制御	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		・自動/手動切替スイッチ	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		自家発時管制運転	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		停電時救出運転	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
		ピット冠水時管制運転	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
		浸水時管制運転	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		長尺物振れ管制運転	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		監視盤（設置場所）			
		特定階サービス切放機能	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		エバ ーサルデ ーザ ン付加仕様	○有 ○無	○有 ○無	○有 ○無
		・かご出入口検出装置	※多光軸式 ○光電式	※多光軸式 ○光電式	※多光軸式 ○光電式
		・凸文字ボタン	※有 ○無	※有 ○無	※有 ○無
		その他			